

協議事項

②「秋田県乳がん検診実施要領」の一部改正について

資料 3

【資料 3－1】	「秋田県乳がん検診実施要領」の一部改正について	P. 1
【資料 3－2】	秋田県乳がん検診実施要領 新旧対照表	P. 2～5
【資料 3－3】	秋田県乳がん検診実施要領 全文	P. 6～17

「秋田県乳がん検診実施要領」の一部改正について

1 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の主な改正内容

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」（健発 1001 第 1 号 令和 3 年 10 月 1 日厚生労働省健康局長通知）における主な改正内容は次のとおり。

○検診対象者への説明

- ・検診の実施に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うことを新たに記す。

○がん予防重点健康教育の実施内容

- ・乳がんに対する健康教育として、現行の「乳がんの自己触診の方法等」の記載を「乳房を意識する生活習慣（ブレストアウェアネス）」に改める。

○がん検診の対象者

- ・「受診を特に推奨する者」を明示し、乳がん検診においては、「40 歳以上 69 歳以下の者」とする。

○乳がん検診の実施方法等

- ・医師の立ち会いなく放射線技師が乳房エックス線検査を実施する場合の遵守事項及び様式例の提示を記載。

2 「秋田県乳がん検診実施要領」の一部改正について

「1 『がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針』の主な改正内容」を受け、「秋田県乳がん検診実施要領」を次のとおり一部改正する。

（1）改正要旨

- ① 「3 対象者」について、受診を特に推奨する者の年齢を記載する。
- ② 「10 乳がん予防の指導」について、がん検診の対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うことを記載する。
- ③ 病院又は診療所以外の場所で医師の立ち会いなく、マンモグラフィを実施する場合の遵守事項及び実施計画書の様式を定めることとする。
- ④ その他、所要の規定の整理を行うこととする。

（2）施行日

令和 4 年 4 月 1 日

新	旧
秋田県乳がん検診実施要領	秋田県乳がん検診実施要領
1 ～ 2 (略)	1 ～ 2 (略)
3 対象者 40歳以上の女性とする。ただし、現在妊娠中又は妊娠の可能性のある者、豊胸術をしている者、心臓ペースメーカーを装着している者、V P シェント施行者及びC V ポート留置者等については、対象者から除くものとする。 <u>なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。ただし、対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。</u>	3 対象者 40歳以上の女性とする。ただし、現在妊娠中又は妊娠の可能性のある者、豊胸術をしている者、心臓ペースメーカーを装着している者、V P シェント施行者及びC V ポート留置者等については、対象者から除くものとする。
4 検診の項目 検診の項目は、 <u>質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、6（1）の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）</u> 、乳房エックス線検査（以下「マンモグラフィ」という。）とする。なお、視診及び触診（以下「視触診」という。）は推奨しない。	4 検診の項目 検診の項目は、 <u>問診</u> 、乳房エックス線検査（以下「マンモグラフィ」という。）とする。なお、視診及び触診（以下「視触診」という。）は推奨しない。
5 (略)	5 (略)
6（1）質問 <u>質問は乳がん検診受診票（様式例1）に基づき月経、妊娠、出産及び授乳に関する事項、既往歴、家族歴及び現在の症状、過去の検診の受診状況、マンモグラフィ実施可否に係る事項等について聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。</u>	6（1） <u>問診</u> <u>問診は乳がん検診受診票（様式例1）に基づき月経、妊娠、出産及び授乳に関する事項、既往歴、家族歴及び現在の症状等について聴取する。</u>
6（2）ア ～ イ (略)	6（2）ア ～ イ (略)
ウ 読影は2名の診断医による二重読影と可及的に比較読影を行う。 <u>過去に撮影したマンモグラフィ写真と比較読影することが望ましい。</u>	ウ 読影は2名の診断医による二重読影と可及的に比較読影を行う。

秋田県乳がん検診実施要領 新旧対照表

新	旧
7 ～ 9 (略) 1 0 乳がん予防の指導 市町村は受診者に対し、ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)及び乳がんに関する正しい知識等について健康教育を併せて実施するものとする。<u>また、がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討することが望ましい。そのため、検診の実施に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検の受診率の低下を招かないよう、伝え方に留意が必要である。</u> 1 1 (略) 1 2 病院又は診療所以外の場所において実施するマンモグラフィ <u>検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、マンモグラフィを実施する場合、以下の点を遵守する。</u> ア 検診の実施に関し、事前にマンモグラフィを行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書(様式例7)を作成し、市町村に提出する。なお、市町村が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。 イ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。 ウ マンモグラフィ撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。 エ マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。 オ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。 1 3 その他 その他必要な事項は別にこれを定める。	7 ～ 9 (略) 1 0 乳がん予防の指導 市町村は受診者に対し、ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)及び乳がんに関する正しい知識等について健康教育を併せて実施するものとする。 1 1 (略) 1 2 その他 その他必要な事項は別にこれを定める。

秋田県乳がん検診実施要領 新旧対照表

新	旧
附 則 この要領は、平成１５年１０月２７日から施行する。 附 則 この要領は、平成１６年 ９月 ７日から施行する。 附 則 この要領は、平成１９年 ４月 ５日から施行する。 附 則 この要領は、平成２１年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成２４年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成２６年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成２７年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成２９年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成３０年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、令和 ３年 ５月３１日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 ４年 ４月 １日から施行する。</u>	附 則 この要領は、平成１５年１０月２７日から施行する。 附 則 この要領は、平成１６年 ９月 ７日から施行する。 附 則 この要領は、平成１９年 ４月 ５日から施行する。 附 則 この要領は、平成２１年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成２４年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成２６年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成２７年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成２９年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、平成３０年 ４月 １日から施行する。 附 則 この要領は、令和 ３年 ５月３１日から施行する。

秋田県乳がん検診実施要領 新旧対照表

新	旧												
様式例 7 乳がん検診実施計画書 年 月 日 市町村長 様 検診実施機関住所 _____ (法人にあっては主たる事業所の所在地) 検診実施機関氏名 _____ 印 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話 - - (担当者名) 下記のとおり、乳がん検診実施計画書を提出します。 <table border="1"> <tr> <td>1 検診実施機関の名称</td><td></td></tr> <tr> <td>検診実施機関の所在地</td><td>〒 - TEL - - FAX - -</td></tr> <tr> <td>2 検診実施期間^{※1}</td><td>年 月 日 時～ 時</td></tr> <tr> <td>3 検診実施場所^{※1} (検診車による巡回検診である場合は、 その旨も明記)</td><td></td></tr> <tr> <td>4 責任医師</td><td>所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先</td></tr> <tr> <td>5 緊急時ないし必要時に対応する 医師^{※2}</td><td>所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先</td></tr> </table> ※1 検診実施について、年間スケジュール表等で内容が代用できる場合は、その写しを添付してもよい。 ※2 緊急時ないし必要時に対応する医師が責任医師と異なる場合に記載すること。	1 検診実施機関の名称		検診実施機関の所在地	〒 - TEL - - FAX - -	2 検診実施期間 ^{※1}	年 月 日 時～ 時	3 検診実施場所 ^{※1} (検診車による巡回検診である場合は、 その旨も明記)		4 責任医師	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先	5 緊急時ないし必要時に対応する 医師 ^{※2}	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先	
1 検診実施機関の名称													
検診実施機関の所在地	〒 - TEL - - FAX - -												
2 検診実施期間 ^{※1}	年 月 日 時～ 時												
3 検診実施場所 ^{※1} (検診車による巡回検診である場合は、 その旨も明記)													
4 責任医師	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先												
5 緊急時ないし必要時に対応する 医師 ^{※2}	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先												

秋田県乳がん検診実施要領

1 目的

本県の乳がん対策のため、乳がんの早期発見、早期治療を目的とした乳がん検診及び乳がんに関する正しい知識のための健康教育を併せて実施し、県民の健康の保持増進を図る。

2 実施主体

この事業の実施主体は市町村とする。

3 対象者

40歳以上の女性とする。ただし、現在妊娠中又は妊娠の可能性のある者、豊胸術をしている者、心臓ペースメーカーを装着している者、VPシャント施行者及びCVポート留置者等については、対象者から除くものとする。なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。ただし、対象者のうち、受診を特に推奨する者に該当しない者であっても、受診の機会を提供するよう留意すること。

4 検診の項目

検診の項目は、質問問診（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、6（1）の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）、乳房エックス線検査（以下「マンモグラフィ」という。）とする。なお、視診及び触診（以下「視触診」という。）は推奨しない。

5 実施回数

原則として同一人について2年に1回行う。

6 実施方法

(1) 質問問診

質問問診は乳がん検診受診票（様式例1）に基づき月経、妊娠、出産及び授乳に関する事項、既往歴、家族歴及び現在の症状、過去の検診の受診状況、マンモグラフィ実施可否に係る事項等について聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

(2) マンモグラフィ

ア マンモグラフィの撮影は両側の内外斜位一方向（MLO）とする。

イ 40 歳以上 50 歳未満の対象者については、アにおける内外斜位一方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。

ウ 読影は 2 名の診断医による二重読影と可及的に比較読影を行う。過去に撮影したマンモグラフィ写真と比較読影することが望ましい。

7 判定区分

判定区分は「要精密検査」「異常認めず」とする。

8 検診結果の処理

(1) 検診結果の通知

検診機関は検診結果を結果通知書及び乳がん検診連名台帳（様式例 2）により速やかに市町村へ通知する。また、精検受診者の受診結果を乳がん検診精密検査連名台帳（様式例 3）により市町村へ通知する。

市町村は検診機関から送付された結果通知書を速やかに各受診者へ通知する。

(2) 精密検査

① 市町村は検診機関からの検診結果にもとづき要精検者に対し、過度な不安を与えることのないよう配慮しながら、医療機関での受診を勧奨する。

特に、精密検査の未受診者については、再度の受診勧奨を行うこととし、カテゴリ 4 以上の場合は受診するまで、繰り返し勧奨を行う。

② 医療機関は精検受診者の受診結果を精密検査結果報告書（様式例 4）により一次検診機関へ報告する。

③ 一次検診機関は乳がん発見の報告があった場合、その医療機関に対し、「集検発見乳がん調査用紙」（様式例 5）による記載を依頼する。

④ 依頼された医療機関は「集検発見乳がん調査用紙」に内容を記載し、同封の返信用封筒により一次検診機関へ報告する。

⑤ 精密検査を実施した医療機関からの報告結果について、一次検診機関が必要と認めた場合は、精密検査を実施した医療機関に対して、追跡依頼を行うことができる。

9 記録の整備

市町村は受診者のマンモグラフィの結果、精密検査の必要性の有無及びその結果等その他住民の健康管理に必要な事項等を記録しておくものとする。

10 乳がん予防の指導

市町村は受診者に対し、ブレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）及び乳

がんに関する正しい知識等について健康教育を併せて実施するものとする。また、がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討することが望ましい。そのため、検診の実施に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと。ただし、不利益の説明をするときは、指針に定めるがん検の受診率の低下を招かないよう、伝え方に留意が必要である。

11 結果報告

検診機関は当該年度の乳がん検診の結果について翌年6月30日までに乳がん検診結果集計表（様式例6）により県健康福祉部健康づくり推進課長あて報告するものとする。

12 病院又は診療所以外の場所において実施するマンモグラフィ

検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、マンモグラフィを実施する場合、以下の点を遵守する。

ア 検診の実施に関し、事前にマンモグラフィを行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書（様式例7）を作成し、市町村に提出する。なお、市町村が自ら検診を実施する場合には、当該計画書を自ら作成し、保存する。

イ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。

ウ マンモグラフィ撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。

エ マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。

オ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

13 その他

その他必要な事項は別にこれを定める。

附 則

この要領は、平成15年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 9月 7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 5日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

乳がん検診受診票

住所		実施主体	
氏名		受診日	受診番号
行政区	Tel	個人番号	備考
	世帯主	生年月日	
		(歳)	

※次の項目に当てはまる方は検診を受けることができません。

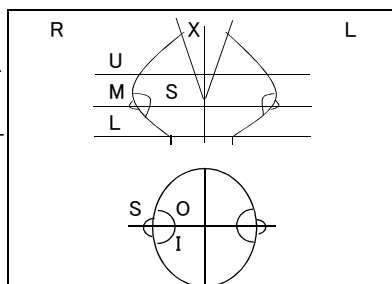
☐ 現在妊娠中又は妊娠の可能性がある。

☐ 胸部の手術歴（豊胸術、心臓ペースメーカー、VPシャント、CVポート）等がある。

身体計測	身長()cm	体重()kg	肥満度()%		初潮()歳		
自覚症状	しこり	☐ 無 ☐ 有 (右・左)	月経との関連(無・有)		月経歴		
	痛み	☐ 無 ☐ 有 (右・左)	月経との関連(無・有)				
	乳房分泌	☐ 無 ☐ 有 (右・左)	☐ 血性 ☐ 非血性				
妊娠・出産歴	初産()歳 最終出産()歳				☐ 現在授乳中		
授乳歴 (最終出産時)	☐ 飲ませない(☐ よく出なかったため ☐ 仕事やその他の都合のため) ☐ 飲ませた (☐ 3ヵ月以内 ☐ 6ヵ月以内 ☐ 1年以内 ☐ 1年以上)				☐ 混合		
既往歴	乳腺疾患	☐ 無 ☐ 有 (右・左・両側)	()歳	ホルモン療法	☐ 無 ☐ 有	手術	☐ 無 ☐ 有 (右・左・両側)
	子宮・卵巣疾患	☐ 無 ☐ 有	(右・左)()歳	ホルモン療法	☐ 無 ☐ 有	手術	☐ 無 ☐ 有
家族歴	乳がん	☐ 無 ☐ 有	(母 娘 姉 妹 祖母 おば めい)				
	その他のがん	☐ 無 ☐ 有	(病名)(続柄)				
日頃からの自身の乳房への関心(プレスト・アウェアネス) ☐ 持っている ☐ 持っていない							
年度					初回	マンモグラフィ 実施区分	
検診歴							フィルム番号
精検歴							
※ 本検診及び精密検査に関する個人情報は市町村において 検査の精度管理を目的に利用します。							

マンモグラフィ読影所見

受付番号 _____ 検診年月日 _____
 氏名 _____ 年齢 _____ 歳
 フィルム番号 _____



市町村名 _____
 読影医師名 _____

比較フィルム[なし、あり]
 ①撮影 年 月 日(判定)
 ②撮影 年 月 日(判定)

① _____
 ② _____

	右乳房	左乳房
フィルム評価	☐ 読影不能 理由 ☐ 体動、撮影条件不良() ☐ ポジショニング不良 ☐ マンモグラフィ不適、その他()	☐ 読影不能 理由 ☐ 体動、撮影条件不良() ☐ ポジショニング不良 ☐ マンモグラフィ不適、その他()
乳腺の評価	☐ 脂肪性、乳腺散在、不均一高濃度、高濃度 ☐ 豊胸術後	
判定	☐ N・1 要マンモグラフィ再検 ☐ N・2 マンモグラフィ無効、触診で判定	☐ N・1 要マンモグラフィ再検 ☐ N・2 マンモグラフィ無効、触診で判定
判定および指示	☐ 判定 1 異常なし 2 良性 3 良性、しかし悪性を否定できない 4 悪性の疑い 5 悪性	☐ 判定 1 異常なし 2 良性 3 良性、しかし悪性を否定できない 4 悪性の疑い 5 悪性

病変	腫瘍	石灰化	その他の所見
病変1 判定 () 部位 (R.L) (U O) (M I) (L S) (S W) (X) (W)	[単発、多発] 大きさ 直径 約 cm 形状 [円形・楕円形、多角形、分葉状、不整形()] 辺縁 [境界明瞭、微細分葉状、境界不明瞭、スピキュラ、評価困難] 濃度[含脂肪、低濃度、等濃度、高濃度] 随伴する石灰化 [あり、なし] 随伴するその他の所見 [あり、なし]	☐ 明らかな良性石灰化 [皮膚、血管、線維腺腫、乳管拡張症、円形石灰化、中心透亮性、石灰乳、その他] ☐ 良悪性の鑑別必要な石灰化 形態 [微小円形、不明瞭、多形性、微細線状分枝状] 分布 [散在性、領域性、区域性、線状、集簇性] 随伴するその他の所見[あり、なし]	☐ 乳腺実質の所見 梁柱の肥厚、管状影 非対称性乳房組織 局所的非対称性陰影 構築の乱れ ☐ 皮膚の所見 皮膚陥凹、乳頭陥凹 皮膚肥厚、皮膚病変 ☐ リンパ節の所見 腫大腋窩リンパ節 乳房内リンパ節
病変2 判定 () 部位 (R.L) (U O) (M I) (L S) (S W) (X) (W)	[単発、多発] 大きさ 直径 約 cm 形状 [円形・楕円形、多角形、分葉状、不整形()] 辺縁 [境界明瞭、微細分葉状、境界不明瞭、スピキュラ、評価困難] 濃度[含脂肪、低濃度、等濃度、高濃度] 随伴する石灰化 [あり、なし] 随伴するその他の所見 [あり、なし]	☐ 明らかな良性石灰化 [皮膚、血管、線維腺腫、乳管拡張症、円形石灰化、中心透亮性、石灰乳、その他] ☐ 良悪性の鑑別必要な石灰化 形態 [微小円形、不明瞭、多形性、微細線状分枝状] 分布 [散在性、領域性、区域性、線状、集簇性] 随伴するその他の所見[あり、なし]	☐ 乳腺実質の所見 梁柱の肥厚、管状影 非対称性乳房組織 局所的非対称性陰影 構築の乱れ ☐ 皮膚の所見 皮膚陥凹、乳頭陥凹 皮膚肥厚、皮膚病変 ☐ リンパ節の所見 腫大腋窩リンパ節 乳房内リンパ節
	比較読影[あり、なし] 経時的変化[軽快、不変、増悪]		

様式例2

年度 乳がん検診連名台帳

実施主体名：

検診年月日：（自） 年 月 日
（至） 年 月 日

受診番号 ～

受診者数	
正常	
要精密検査者	

受診番号	(個人番号) 氏名	生年月日	年齢	検診結果	住所	電話番号 世帯主	備考

検診担当医	
検診担当医	

年度 乳がん検診精密検査連名台帳

実施主体名:

検診年月日: (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

受診番号 ~

受診番号	(個人番号) 氏名	生年月日	年齢	住所	電話番号 世帯主	カテゴリー	精密検査受診者							備考
							異常認めず	異常を認める				乳がん疑い	その他の疾患	

※1 原発性のがんのうち早期がん→「がんであった者のうち原発性のがん」のうち、腫瘍の大きさが2センチ以下で、転移を思わせるリンパ節を触れず、遠隔転移をみとめないもの、または非浸潤がんであった者について実人員を計上すること。

※2 早期がんのうち非浸潤がん→「原発性のがんのうち早期がん」のうち、がんが発生した乳管の中に留まるものであった者について実人員を計上すること。

様式例 4

実施主体:			
氏名:	様	生年月日:	
		年齢:	才

乳がん検診 精密検査依頼書

精密検査実施医療機関担当医様

本状持参の方は、検診の結果、別紙のとおり判定を受けましたので、貴院にて精密検査を実施いただきたくお願いします。

なお、ご多忙中誠に恐縮ですが、診断結果をご記入のうえ、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

年 月 日

検診機関名

電話番号

----- きりとりせん -----

年度

精密検査結果報告書

実施主体					
受診年月日		受診番号		判定	
氏 名		生年月日		年 齢	才
住 所					

マンモグラフィの結果 カテゴリ()

精密検査方法	1 マンモグラフィ 2 超音波検査 3 細胞診 4 組織診(a 針生検 b 吸引式乳房組織生検 c 外科的生検) 5 その他()
確定診断	1 異常なし 2 乳がん(右 左 両側) 3 乳腺症 4 線維腺腫(右 左 両側) 5 その他(右 左 両側)
今後の方針	1 検診 2 経過観察()か月後受診 3 要治療(a 自施設 b他施設) 4 診断のため他施設へ紹介(紹介先:) 5 その他()

精密検査受診日	年 月 日	医療機関名
診断日	年 月 日	診断医師名

(精密検査結果回答年月日: 年 月 日)

I 治療	1) 手術有無 2) 術式 3) 手術以外の治療	☐①無 ☐②有 (年 月 日) ☐a.乳房温存術 ☐①Bq ☐②Bp ☐③Tm ☐④SN ☐⑤Ax ☐b.乳房切除術 ☐①Bt ☐②SN ☐③Ax ☐④Mj ☐⑤Mn ☐⑥Ps ☐⑦Sc ☐⑧その他 a.手術との併用 (☐①術前治療 ☐②術後治療 ☐③単独治療(手術なし)) b.治療内容 ☐1) 放射線療法 a) 照射部位 (☐①Bt ☐②Ax ☐③Ps ☐④Sc ☐⑤Wa ☐⑥Tb) b) 総線量(Gy) ☐2) 薬物療法 (☐a) 内分泌療法 ☐b) 化学療法 ☐c) 分子標的治療) ☐3) その他の治療 ()
II 臨床的所見	1) 腫瘍の占拠部位 2) 腫瘍の大きさ 3) 腫瘍の触知 4) 臨床的所見 6) Stage	a) ☐①左側 ☐②右側 ☐③両側 b) 乳房内局在 ☐①A ☐②B ☐③C ☐④D ☐⑤C' ☐⑥E ☐⑦E' _____ cm × _____ cm ☐①触知可能 ☐②触知しない a) 皮膚及び皮下組織の変化 ☐1)変化なし ☐2)変化あり b) 大胸筋 (☐①固定なし ☐②固定あり) c) 胸壁 (☐①固定なし ☐②固定あり) d) 異常乳頭分泌 (☐①有 ☐②無) 性状 () a) T: ☐①Tis ☐②T0 ☐③T1 ☐④T2 ☐⑤T3 ☐⑥T4a ☐⑦T4b ☐⑧T4c ☐⑨T4d ☐⑩TX b) N: ☐①N0 ☐②N1 ☐③N2a ☐④N2b ☐⑤N3a ☐⑥N3b ☐⑦N3c ☐⑧NX c) M: ☐①M0 ☐②M1 ☐③MX 転移した臓器 () ☐①0 ☐②I ☐③IIA ☐④IIB ☐⑤IIIA ☐⑥IIIB ☐⑦IIIC ☐⑧IV ☐⑨不明
III 組織学的所見	組織学的分類	☐a.非浸潤癌 (☐①乳管癌 ☐②小葉癌) ☐b.浸潤癌 (☐①乳頭腺管癌 ☐②充実腺管癌 ☐③硬癌 ☐④特殊型 (☐1)粘液癌 ☐2)髓様癌 ☐3)浸潤性小葉癌 ☐4)腺様囊胞癌 ☐5)扁平上皮癌 ☐6)紡錘細胞癌 ☐7)アポクリン癌 ☐8)骨・軟骨化生を伴う癌 ☐9)管状癌 ☐10)分泌癌 ☐11)浸潤性微小乳頭癌 ☐12)基質産生癌 ☐13)その他) ☐c.Paget病
IV 備考		

様式例6

乳がん検診結果集計表(年月～年月)

年齢区分	検診対象者数	検診受診者数	検診受診率	要精検者数	要精検率	精検受診者数	精検受診率	異常認めず	精密検査結果											乳がん疑い	その他の疾患
									原発性乳がん確定												
										原発性乳がん病期別											
										総数	0期	I 期	II A期	II B期	III A期	III B期	III C期	IV期	不明		
40～44																					
45～49																					
50～54																					
55～59																					
60～64																					
65～69																					
70～74																					
75～79																					
80～																					
計																					

ここでいう「異常認めず」は、偽陽性率を計算するため、精密検査の結果判定されたものの数としている。従って全体の「異常認めず」数はこれに『「検診受診者数」－「要精検者数」』を加えた数となる。

また、精検受診者数のうちその結果の判明した割合、すなわち精密検査の結果の判明率も算出しておくとい。

様式例 7

乳がん検診実施計画書

年 月 日

市町村長 様

検診実施機関住所 _____

(法人にあっては主たる事業所の所在地)

検診実施機関氏名 _____ 印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話 _____ (担当者名 _____)

下記のとおり、乳がん検診実施計画書を提出します。

1 検診実施機関の名称	
検診実施機関の所在地	〒 _____ TEL _____ - _____ FAX _____ - _____
2 検診実施期間 ^{※1}	年 月 日 時～ 時
3 検診実施場所 ^{※1} (検診車による巡回検診である場合は、 その旨も明記)	
4 責任医師	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先
5 緊急時ないし必要時に対応する 医師 ^{※2}	所属機関名 住所 氏名 検診実施中の連絡先

※1 検診実施について、年間スケジュール表等で内容が代用できる場合は、その写しを添付してもよい。

※2 緊急時ないし必要時に対応する医師が責任医師と異なる場合に記載すること。